

令和3年度第2回

国民健康保険運営協議会

令和4年1月20日

東久留米市

令和3年度第2回国民健康保険運営協議会

令和4年1月20日午後1時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

議 題

(開 会)

(委嘱書について)

(会長、会長職務代理の選任)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

(1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

(2) 東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例、東久留米市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則及び東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則について

(その他)

出席委員（9名）

会 長 古 井 祐 司
委 員 山 崎 紀 子
委 員 北 村 晃
委 員 西 村 より子
委 員 成 田 直 人

会長職務代理 齋 藤 昇 司
委 員 西 尾 龍 太
委 員 中 島 春 江
委 員 橋 豊 子

欠席委員（1名）

委 員 熊 野 雄 一

説明者（7名）

市 長 富 田 竜 馬
福祉保健部 中 谷 義 昭
保険年金課長
福祉保健部 浦 山 和 人
健康課長
保険年金課 遠 藤 駿 介
国保年金資格
係 長

福祉保健部長 小 堀 高 広
市民部 保 木 本 健 一
納税課長
保険年金課
国民健康保険 大 木 隆 雅
係 長
保険年金課 伊 藤 貴 寛
主 査

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課長 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

これより、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本来であれば会長に司会進行していただくところでございますが、このたび委員の任期満了による改選がございまして、会長、さらには会長職務代理が選任されるまで、私、保険年金課長の中谷が本協議会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎委嘱書について

○保険年金課長 それでは、本日の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日の次第1、委嘱書についてでございます。

本来であれば市長より委嘱書を交付させていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、本日オンラインを交えた開催となりますため、事前に委嘱書を送付させていただきましたので、ご了承いただきたく存じます。

なお、委員の任期は国民健康保険法施行令第4条の規定のとおり3年となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、お手元にご配付をいたしております国民健康保険運営協議会委員の名簿順に、恐縮でございますが、簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、名簿順をお願いいたします。

まず、公益代表、古井委員、お願いいたします。

○委員 東京大学の古井でございます。これまで数年間協議会に参加させていただいております、今後ともよろしくお願いいたします。

○保険年金課長 続きまして、同じく公益代表、齋藤委員。

○委員 東久留米市勤労市民共済会の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長 同じく、公益代表でございます山崎委員。

○委員 明治薬科大学の山崎と申します。よろしくお願いいたします。薬局の立場、薬剤師の立場で何かお力になればと思っております。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 続きまして、保険医代表でございます西尾委員。

○委員 英世会第二画像診断クリニックの西尾と申します。微力ながら東久留米市のお力になりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○保険年金課長 同じく保険医代表でございます北村委員。

○委員 東久留米市歯科医師会会長をやっております北村でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○保険年金課長 同じく保険医代表の熊野委員でございますが、本日は、欠席でございます。

続きまして、被保険者代表でございます中島委員。

○委員 中島と申します。2期目なんですけれども、まだまだ勉強が足りなくて分からないことだらけですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長 同じく被保険者の代表でございます西村委員。

- 委員 西村でございます。民生委員をしております。今日初めて出席させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 同じく被保険者代表でございます橋委員。
- 委員 橋です。よろしくお願いいたします。何もわかりませんが、少しずつ勉強しながら皆さんと共にやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 続きまして、被用者保険代表でございます成田委員。
- 委員 関東ITソフトウェア健康保険組合の成田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 市長は後ほどご挨拶を申し上げます。
- まず、福祉保健部長でございます。
- 福祉保健部長 事務局、福祉保健部長の小堀と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。このたびは委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。
- 保険年金課長 保険年金課長の中谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 続きまして、市民部納税課長でございます。
- 納税課長 納税課長の保木本と申します。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 続きまして、健康課長でございます。
- 健康課長 健康課長の浦山といいます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 続きまして、保険年金課国民健康保険係長でございます。
- 国民健康保険係長 国民健康保険係長の大木でございます。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 同じく国保年金資格係長でございます。
- 国保年金資格係長 国保年金資格係長の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 続きまして、保険年金課主査でございます。
- 保険年金課主査 保険年金課主査の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 以上をもちまして、委員の皆様、事務局の紹介とさせていただきます。

◎会長、会長職務代理の選任

- 保険年金課長 続きまして、次第の2に入らせていただきます。
- 会長、会長職務代理の選任に移らせていただきます。
- 選出に当たりましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、公益代表の中から選出することとなっております。したがって、公益代表委員であります古井委員、齋藤委員、山崎委員より選出していただくこととなります。立候補、もしくはご推薦がありましたらよろしくお願いいたします。
- 委員、よろしくお願いいたします。
- 委員 会長には、前期に引き続いて経験豊富な古井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 保険年金課長 ただいま委員から、会長には古井委員とのご推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○保険年金課長 それでは、新会長は古井委員にお願いしたいと存じます。

続きまして、会長職務代理の選任となります。立候補、または推薦はございますでしょうか。

委員、お願いいたします。

○委員 会長職務代理には過去に保険年金課で国民健康保険制度に係る勤務があり、経験豊富な齋藤委員を推薦させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○保険年金課長 ただいま委員から、会長職務代理には齋藤委員とのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○保険年金課長 ここで、新会長であります古井委員、会長職務代理であります齋藤委員よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

古井会長、お願いいたします。

○会長 今、皆様方から会長の職をとということで就任いたしました古井でございます。これまでも本当に皆様方に教えていただきながら委員をやらせていただきましたが、今後も微力ながら東久留米市国保の運営にお役に立てればと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

○保険年金課長 ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員、よろしくお願いたします。

○会長職務代理 職務代理としまして会長を補佐していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

○保険年金課長 それでは、これより古井新会長に進行をお願いしたいと存じます。

なお、市長につきましては、公務の関係で会の途中で退出させていただきますので、あらかじめご承をお願いたします。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

◎協議会の再開

○会長

それでは、改めまして、協議会を再開いたします。

初めに、本日の出欠を確認させていただきます。

本日は熊野委員が欠席ですけれども、国民健康保険運営協議会規則第7条によりまして、定足数には達しております。したがって会議は成立となります。

市より市長、関係部課長及び担当係長が出席されております。

◎会議録署名委員の指名

○会長 本日の会議録署名委員ですけれども、ご指名申し上げます。

本日の会議録署名委員は、齋藤委員、北村委員、中島委員のお三方にお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本協議会は会議録を公開しております。会議録の形式は要点筆記で、氏名の記載は行わず、役

職名での表記となりますのでご了承をお願いいたします。

◎議事進行の確認

- 会長 本日、諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」のほかに1件の議題を予定しています。おおむね午後3時までに審議を終了したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
-

◎傍聴者の確認

- 会長 本日はですが、傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。
- 保険年金課長 今のところ傍聴者の方はいらっしゃっていません。
- ただ、遅れて来られた際には傍聴を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 以上です。
- 会長 ありがとうございます。
-

◎配付資料の確認

- 会長 それでは、議事進行に入ります前に、事務局より配付資料の確認をお願いします。
- 保険年金課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。
- まず、本日の次第でございます。また、名簿でございます。
- そのほかに、事前にお配りをしております資料1といたしまして「国民健康保険税・税率等改定」、別添1といたしまして「令和4年度財源不足額の見込み」、別添2といたしまして「令和4年度税制改正等に伴う影響試算」、別添3といたしまして「令和4年度国保税改定試算表」、別添4といたしまして「令和4年度国保税所得階層別試算表」、別添5といたしまして「国保税額計算例」。また、左の上に括弧で参考と書いてあります「令和4年度確定係数による算定について（前年度比較）」。
- 続きまして、資料2-1といたしまして「東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、資料2-2といたしまして「東久留米市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則」、資料2-3といたしまして「東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、資料2-4といたしまして「東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則」となっております。
- 過不足等ございましたらおっしゃっていただければと思います。
- 以上でございます。
- 会長 ありがとうございます。
- それでは、よろしいでしょうか。
-

◎市長挨拶

- 会長 それでは、市長よりご挨拶をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。
- 市長 ただいま会長からお許しを頂きましたので、ご挨拶をさせていただきます。
- 私、昨年の12月28日付で市長に就任させていただきました富田竜馬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 本日は大変お忙しい中、また、このコロナの状況下におきましてご出席を賜りまして、皆様ありがと

うございます。

本協議会につきましては、もう内容は皆様ご承知のとおりでありますけれども、国保税の在り方、予算等を含めてご議論いただきます。専門的なお立場から、あるいは被保険者のお立場から、ぜひ忌憚のないご意見、ご議論いただきたいと思っております。

私自身、着任早々ではありますが、予算編成作業をさせていただいております。この国民健康保険の会計についても非常に厳しい状況にありますし、また、その赤字補填をしなければならない一般会計のほうも、これも大変厳しい状況にあります。

国のほうでは国保税の制度改正で赤字の削減、財政健全化計画を策定しなさいということで、東久留米市でも策定をさせていただいておりますけれども、なかなかこれも本当に今の状況下で厳しい状況にあるなど。ただ、そうはいつでも市民の皆さんのためにもしっかりとこれを進めていかなければいけないということでご提案を申し上げる部分もあろうかと思えます。

ぜひとも皆様方には、この運営に当たりご理解、ご協力を頂きながら、この後に諮問させていただきましても、ご答申を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

○会長 それでは、早速ですが、次第3の(1)諮問事項に移らせていただきます。

初めに、市長より諮問をお受けしたいと存じます。

事務局のほうで準備をお願いいたします。

○市長 東久留米市国民健康保険運営協議会会長殿。

東久留米市長、富田竜馬。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について。

標記のことについて、東久留米市国民健康保険運営協議会規則第2条第3項の規定により、下記のとおり諮問します。

記。

1、諮問事項、(1)国民健康保険税・税率等改定について。

2、答申期限、令和4年1月27日、木曜日まで。

よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま市長よりご諮問を受けましたので、これより審議に入りたいと存じます。

なお、市長におかれましては、この後のご公務の関係で中座のご報告を受けております。ここでご退席いただきたいと思います。

○市長 よろしくお願ひします。

○会長

それでは、事務局より諮問事項の「国民健康保険税・税率等改定について」、内容の説明をお願いい

たします。

○福祉保健部長 それでは、国民健康保険税・税率等改定について、その概要を説明させていただきます。

まず、資料1の「国民健康保険税・税率等改定」、これに沿ってご説明いたします。

ご案内のとおり、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでとして社会保障の根幹を担っており、将来にわたり安定的に制度を運営することが求められております。しかしながら、本市のみならず、市町村国民健康保険の財政状況は一律に苦しい運営を強いられております。それは、市町村国民健康保険が、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、所得に占める保険税負担が重い、保険税収納率が低いなどといった構造的な問題を抱えることに起因するとされております。

こうした問題を解決するため、平成30年度から多額の国の公費が投入され、都道府県が共に保険者となり、財政運営の責任主体となるなどの大改革が行われております。2022年には団塊の世代の方々が後期高齢者へ移行され始めることも含め、今後も医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の増加は必至であり、国民健康保険制度運営は困難な状況が続くものと見込まれております。引き続き制度運営に不断の努力を行い、持続可能なものとしていくことが必要と考えております。

区市町村では現在、多額の一般会計からの繰入れを行っている状況にあり、本市の令和2年度決算でも4億円を一般会計より繰り入れることにより財源を補填し、収支を保っておりますが、国は令和2年度、2020年度の保険者努力支援制度の評価項目から初めて加減算の仕組みを導入し、国保財政の健全化のため、早期の赤字解消を求めてきている状況もございます。

原則としては、これらを踏まえ、国保制度改正への適切な対応と財源不足額の確保を目的とした国保税率等の改定について検討し、国保財政の健全化を図る必要があると考えているところです。しかし、現段階においても新型コロナウイルス感染症についてはいまだ終息の見込みが立たず、予断を許さない状況です。

本日も審議いただきます税率等改定につきましては、このような特殊な状況において、短期、中期の総合的な視点から検討した上で、次の理由によりお示しするものでございます。

まず、財源不足についてでございます。

平成30年度から国民健康保険事業費納付金・交付金制度がスタートし、給付に必要な費用は一部を除き全額、東京都から都内の区市町村に交付金として支払われております。一方で、区市町村は交付金に要する費用に充てるため、東京都が区市町村と合意した一定の算定方法に基づき算定した納付金を東京都に納めることになっております。令和4年度分として東京都より示された納付金額、標準保険料率を基本に、東久留米市の国民健康保険税について試算を行っております。

別添1をご覧ください。

上段の医療分につきましては、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の額が激変緩和措置等を加味して約25億1,375万円となっており、国保税収の見込み等を勘案した結果、約6億3,710万円の財源不足が見込まれております。

中段の後期高齢者支援金等につきましては、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の額が激変緩和措置等を加味して約7億8,003万円となっており、国保税収の見込み等を勘案した結果、約7,855万円の財源不足が見込まれております。

下段の介護納付金につきましては、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の額が激変緩和措置等を

加味して約3億4,671万円となっており、国保税収の見込み等を勘案した結果、約7,714万円の財源不足が見込まれております。

したがって、医療分、後期支援分、介護分を合わせますと、一番下にごございますとおり、約7億9,300万円の財源不足が見込まれる状況でございます。

資料1の2ページ目に戻っていただきまして、中ほどの令和4年度税制改正等についてをご覧ください。

令和4年度税制改正等におきましては、課税限度額は医療分、後期支援分に係る課税限度額がそれぞれ引き上げられ、医療分は2万円の引上げにより65万円、後期支援分は1万円の引上げにより20万円となり、引上げが見送られた介護分と合わせて合計102万円とする予定となっております。

また、未就学児の均等割保険税の軽減措置につきましては、未就学児分の均等割を5割軽減し、従来の低所得者の応益分軽減が適用されている場合、軽減後の均等割を5割軽減するものです。これにより均等割の減額に影響を及ぼすこととなります。

なお、今年度については、軽減判定基準所得については改定せず、据え置きということになっております。

詳細につきましては後ほど担当よりご説明させていただきますが、以上の点を踏まえて、令和4年度の国保運営に当たっての改定額等について、次のように提案させていただきます。

医療分、後期支援分、介護分の財源不足は約7億9,300万円と見込まれており、財源不足額については国保税を改定して対応することが本来であります。その全てを賦課すると、被保険者の皆様に対して急激なご負担増となることが想定されます。国保財政健全化のためには、将来の東京都内統一保険料を見据え、令和元年度に数値及び解消期限を入れた国保財政健全化計画どおり、毎年度、計画的かつ段階的に決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を削減していくことが妥当と考えますが、市としての激変緩和のため、国民健康保険事業運営基金を活用しながら、令和4年度については、地方税法等の改正に則した医療分、後期支援分、介護分を合わせて総額約7,800万円の増額改定を提案させていただきたくこととさせていただきます。

その他の財源不足につきましては、インセンティブ等の獲得を約1億6,700万円と見込むほか、国保税負担軽減のためとして、その他一般会計繰入金から約4億4,800万円、国民健康保険事業運営基金から1億円を補填することなどで対応したいと考えております。

この結果、1人当たりの平均で約2,802円の増額が見込まれております。また、今回の改定案に基づくその他一般会計繰入額は、国保税負担抑制以外の分を合わせまして約6億2,600万円となり、前年度と比較して約400万円の減となっております。

国保は加入者に高齢者が多いことや低所得層が多いことなど構造的な課題を抱え、財政運営は大変厳しい状況でございます。今後も1人当たり医療費の増加が見込まれる中、令和4年度に限り検討事項を踏まえた案を実施するとともに、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の削減については、今後も将来にわたり国民健康保険制度を維持し、加入者の健康の保持、増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な事業運営を進めていきたいと考えております。

被保険者の皆様には、新型コロナ禍にあっても一定のご負担をお願いすることになりますが、広報やホームページを通じての周知のほか、窓口での丁寧な説明を通じて、被保険者の方々のご理解を得るよ

う努めてまいります。

担当より試算について詳しく説明させていただきますが、国民健康保険運営協議会の皆様方の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます、私からの説明とさせていただきます。

○保険年金課長 それでは、私から、別添の資料の説明に入ります前に、まず、東京都から示された確定係数による国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果についてご報告をさせていただきます。

年末に国が示す係数等を基に、東京都が翌年度の東京都全体の被保険者数、医療給付費等を見積もった上で、東久留米市は幾ら納付金を納めるのか、その納付金額に見合う標準保険料率という数字を示します。国の係数は、まず10月頃に仮係数が示され、その後、精査した上で年末に確定係数が示されています。令和4年度分につきましては、年末に確定係数が示された後、東京都が納付金額を算定し、1月11日に公表しております。

今回、東京都が示した納付金額につきまして、市では翌年度の予算に計上し、支払う必要がありますが、1人当たり給付費等の伸びや新型コロナ禍による所得の減少なども想定され、同じ国保税率で計上いたしますと多額な不足額が見込まれることとなります。市では毎年、翌年度に必要な額を算定し、この運営協議会でご審議をいただいております。

まず、初めに、資料番号はございませんが、左上に参考「令和4年度確定係数による算定について」と書かれている資料をご覧ください。

左側の一番上、まず、令和4年度確定係数による納付金額についてご説明させていただきます。

1段目の前年度の令和3年度算定（確定係数）との比較でございます。

前年度と比較して、被保険者数は8万6,000人の減、率にして3.1%の減となっております。

次に、給付費総額ですが、こちらも前年度比7億円減の7,865億円、率にして0.1%の減となっております。1人当たり給付費等は29万4,173円、8,923円の増、率にして3.1%の増でございます。

1つ飛ばしまして、1人当たり納付金額を見ますと18万9,368円、対前年度比9,658円の増、率にして5.4%の増となっております。

2段目の納付金額の令和3年度算定との比較は、東京都全体での令和3年度と令和4年度の確定係数で納付金額を比較した図となります。左側が令和3年度、右側が今回の確定係数による令和4年度のものとなります。

3段目は令和3年度と比較した令和4年度の確定係数による1人当たり納付金額増加9,658円の主な要因でございます。

続いて、一番下の欄、保険料算定結果をご覧ください。

令和3年度確定係数と比較いたしますと、東京都全体では伸び率6.2%、額にして9,691円の増、保険料額は16万7,042円となっております。

この確定係数による算定の結果、東久留米市の令和4年度の1人当たり国民健康保険料額は15万9,703円となっております。令和3年度の1人当たり保険料額は14万9,335円でしたので、1万368円の増額となっております。

参考に、近隣市では、小平市は15万9,465円、東村山市は15万7,022円、西東京市は16万3,961円、清瀬市は15万7,416円と伺っております。

それでは、別添2の資料でございます。「令和4年度税制改正等に伴う影響試算」をご覧ください。

課税限度額の見直しと未就学児の均等割保険税の軽減措置について、当市の実情に照らし合わせてみた際の影響試算になります。試算は試算時点の状況に基づき、加入期間や世帯数や所得等の変動要因を一切考慮せずに行っております。

まず、1番、課税限度額の見直しに伴う影響につきましては、右側の3つの枠の部分をご覧ください。

医療分の課税限度額が63万円から65万円に2万円引き上げられる予定となっております。その下、後期支援分につきましては19万円から20万円に1万円引き上げられ、そして、一番下の介護分は今回引上げが見送られる予定となっております。その結果、医療分、後期支援分、介護分を合わせた課税限度額は99万円から102万円となる予定となっております。

左側の表の網かけの部分をご覧ください。

今回の引上げ対象となっている医療分、後期支援分におきまして、限度超過世帯数及び超過割合が減少しております。また、見直しによって、医療分では約379万円、後期支援分では約294万円調定額が増加する見込みとなっております。

次に、2番、未就学児の均等割保険税の軽減措置に伴う影響でございます。枠内の説明をご覧くださいければと思います。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分につきましては令和4年4月1日から施行されます。これによりまして未就学児分の均等割が5割軽減されることとなります。

仮に、従来の低所得者の応益分軽減が適用されている場合、軽減後の均等割を5割軽減とするようになります。具体的には、7割軽減は8.5割軽減、5割軽減は7.5割軽減、2割軽減は6割軽減となります。

続いて、その下の表をご覧ください。

各区分で影響額がそれぞれございまして、合計で約1,354万円の調定額の減少が見込まれております。

なお、課税限度額の引上げ分と未就学児の均等割保険税の軽減措置に伴う影響として、税制改正等の影響は合計で約680万円の減額となっております。

また、低所得者に係る保険税軽減の拡充についてでございますが、5割と2割軽減につきましては、物価上昇の影響で従来の軽減対象者がその対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて引き上げる慣例がありましたが、令和4年度については令和3年度に引き続き据え置きとなったところがございます。

次に、別添3の資料「令和4年度国保税改定試算表」をご覧ください。

今回の国保税改定試算の総括表に当たるものでございます。

改定案の内容でございますが、医療分、後期支援分、介護分、それぞれ左側に現行率の額、右側に改定案による率の金額を記載しております。改定案の括弧内が差分となります。

医療分につきましては、所得割を0.3ポイント引き上げて5.52%、均等割額は400円引き上げて3万4,700円、課税限度額を2万円引き上げて65万円となります。

中段の後期支援分につきましては、所得割率を0.12ポイント引き上げて2.15%、均等割額は100円引

き上げて1万2,900円、課税限度額は1万円引き上げて20万円となります。

下段の介護分につきましては、所得割率を0.11ポイント引き上げて1.88%、均等割額及び課税限度額は改定なしとしております。

この結果、全体の改定額はこの資料の一番下の網かけ部分、7,754万3,550円となり、1人当たりの改定額は2,802円の増となります。なお、応能応益割合は54.6対45.4となっております。

続きまして、別添4の資料でございます。「令和4年度国保税所得階層別試算表」についてご説明させていただきます。

まず、左端の賦課標準階層をご覧ください。

この階層は旧ただし書きの所得額を示しております。旧ただし書き所得とは、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を控除した、いわゆる総所得金額等からさらに基礎控除額を引いたものとなっております。国民健康保険税の所得割はこの旧ただし書き所得を算定の基礎としております。

まず、一番左に賦課標準階層がございます。その1つ右列にはその階層に入る世帯数、その1つ右の列にはその世帯数が国保全体に占める割合をパーセンテージで示しております。

賦課標準階層の一番上のゼロの欄の世帯数は7,293世帯となっております。3つ目の列、構成比、世帯数を上から確認してまいりますと、旧ただし書き所得がゼロの階層が39.4%、ゼロ円を超え98万円以下の3つの階層の合計は24.7%、98万円を超え200万円以下の層は17.9%、200万円を超え300万円以下の層は8.3%、300万円を超える層は9.7%となっており、300万円以下の層が全体の90.3%を占めている現状でございます。ちなみに、旧ただし書き所得300万円を給与収入に直すと、約480万円となります。

次に、右端から5列の部分、色つきの部分をご覧ください。

この部分は現行と改定後の差分を示しております。層全体で7,754万3,550円の調定増が見込まれ、一番下の行の一番右、世帯当たりの改定年税額の平均は4,194円の増となります。

次に、改定による影響のモデルケースを別添5の資料「国保税額計算例」によりご説明させていただきます。

左側は介護分の負担がない65歳以上の年金所得がある方等のケースでございます。一方、右側は40歳から64歳までの介護分の負担がある方で、給与所得等がある場合のケースでございます。

軽減該当も同程度のものを比較しており、一例を申し上げますと、左側の一番上、加入者1人で年金収入が153万円で7割軽減該当の場合、改定によりまして200円増額することになります。

次に、左側の上から3つ目、加入者4人、営業所得が260万円の世帯では、改定によりまして1万1,100円増額することとなります。

次に、右側の一番上、加入者1人で給与収入が98万円、7割軽減に該当する場合は、改定によりまして200円増額することとなります。

また、右側の上から3番目、加入者4人で営業所得が260万円の場合は、改定により年間で1万3,400円増額することを示しております。

一番下の例は課税限度額に該当するケースを示しております。

そうした内容で各ケースの改定による変更分をご参考としていただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○会長 ご説明いただきありがとうございます。

それでは、委員の方々からご質問、あるいはご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○委員 質問お願ひします。

○会長 よろしくお願ひいたします。

○委員 今のご説明の中で基金の活用というお話がありましたけれども、これはいわゆる貯金の取崩しと理解してよろしいのでしょうか。この貯金を取り崩すことで市民負担は減るということになるのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

では、事務局よりお願ひいたします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

基金の取崩しを行えば、その年度の市民負担というのは軽減されるということになります。しかしながら、この税率等の改定というのは今回実施すれば来年度以降実施しないということではなくて、また基金には限りというものがございますので、その年度以降の市民負担を平準化させていくためにも、年度ごとに一定の額にとどめる必要があると考えております。

以上でございます。

○委員 では、この基金が増えるということはあるですか。

○保険年金課長 平成30年度に国民健康保険の都道府県化という大きな制度改革が行われる以前は、保険給付費等の変動に対応するために一定額を保っておりましたが、制度改革以降、保険給付費の全額を都が負担することとなりました。それ以降は市民負担の平準化に全額活用する方針としているところでございます。

基金の積み増しにつきましては、年度の決算時における余剰金を全額積み立てるということになっておりますが、この額は基本的には前年度に受け入れ過ぎた国から、また都からの負担金、補助金を返済するために、見込みで一時的にストックして、請求に応じて支出を行うという仕組みに変わってきているというところでございまして、余剰金と実際の返金額、国や都に返すお金の差が積み増しあるいは目減りされることによって基金が増減することになりますが、規模としては現在の残高と比較し、小さな額となっております。

○会長 ありがとうございます。

委員よろしくお願ひいたします。

○委員 その他繰入金を増額することで、税率改定の抑制というのはいかなるのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

事務局より、ではお願ひします。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

その他繰入金を増やすことで、結果的に税率等の抑制というのはいかなるかと考えてございます。しかしながら、国民健康保険事業特別会計というのは独立採算であり、その会計内の独自財源で賄うということが原則となっております。その他繰入金とは、言い換えれば赤字の補填ということになってまいります。

また、その他繰入金の原資は一般会計となりまして、一般会計の財源の根幹となっているのが住民税となります。市民全体へ公共サービスを実施する一般会計における財源不足を生じさせてしまう要因と

なるおそれがございます。また、社会保険等に加入している方の住民税から国民健康保険への財源への転用は決して好ましい状況ではないと思っております。その他繰入金につきましては、ゼロにすることを理想に今後も圧縮を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員 よろしいですか。

○会長 お願いします。

○委員 資料に市民負担の平準化と書いてあるんですけども、この負担の平準化というのは公平ということですか。何か公平にするということでしょうか。

○保険年金課長 市民負担の平準化という部分でございますが、こちらにつきましては制度改正が30年度にありまして、東京都が東京都全体の国民健康保険の財政主体となったと。そうすると、平準化というのは簡単に言うと、どこに住んでいても同じ所得であれば同じ税率にしていきたいという目標があるということでございます。

○委員 それは達成されているのでしょうか。

○保険年金課長 現状は、東京都から示される標準的、東久留米市はこれですよという税率があるのですが、それには乖離をしている状況であり、標準よりも低い現状です。それを一遍に平準化しようとする、市民の皆さんに多大なご負担をお願いすることになりますので、それを計画的に近づけていこうと今取り組んでいるところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長

今ご質問いただきましたように、国保は市町村でもともと運営されていたものが、都道府県単位というふうに変わりまして、将来的には標準化をしたいわけですが、今までは区市町村によってやはり一般会計から国保のほうに随分補填をしております。今もそういう状況がまだ続いておりまして、理想的には、本当に課長、部長からもお話があったように、国保は国保だけで運営ができればいいのですが、なかなか一遍にそうしますと、本当に保険税率が大きく上がってしまうということで、市の皆さんがご苦労いただいて、ちょっとずつ上げていこうとされている。

実は、昨年、コロナ禍ということで、本当にこの数年、東久留米市は本当に毎年ちょっとずつちよつとずつ市民の方に負担がかからないように税率改定をしてきたんですが、去年は改定をしないという意見この運営協議会から答申し、市の方でも判断をしていただいて、税率を変えなかったんです。今もコロナ禍ではあるんですけども、これをずっとは続けていけないということで、今年は少しやはり必要な分の負担を増やそうと、そういう議論なんだと理解をしています。

そのほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。遠慮なくお願いいたします。

なかなか国保の制度というのは本当にいろいろなことを配慮して、ここを増やしながら、でも負担を増やさないと低所得者には配慮すると、いろいろな配慮が複数ありまして、非常に100割る10は10というふうに単純には保険税が設定できないんです。したがって、委員の方々も、今日は初めての委員もいらっちゃって、分かりにくいところがあると思います。

議論としては、この国民皆保険制度を守るために、ある程度国保の利用者、被保険者の皆さんの負担を上げざるを得ないんですけども、ただ、いきなり全部上げてしまうと、先ほど言ったように難しい

ということで、少し、基金を、貯金を取り崩したりとか、それから、やはりこれは国保のお金では本来ないんですけども、一般的ないわゆる市全体の一般財源の方から少し国保を助けていただこうと、そういう配慮をいただいて、一人あたり2,800円というのは、本当は全部改定してしまうと1万円ぐらいになってしまうんですけども、そうはしないようにという、そういう配慮をされていると思います。

ただ、一方で、2,800円というのもそんなに安い、高くもないかもしれないですけども安くもないので、これは運営協議会の場で、本当にその値段を上げていいのかということをもたご議論が必要なのかなと思っています。

ぜひいろいろな視点からのご意見頂きたいと思います。今日発言されていない委員の方もぜひ一言ずつお願いできればと思います。

お願いいたします。

○委員 別添5の保険税の上限82万円とか上限102万円とか書いてあるんですけども、これはこれ以上はできないということなんですか。この上限というのは、これが変わる可能性もあるんですか。それがちょっと知りたいんですけども、これがそのまま永久的にいくのか、それともまた上限がどんどん上がっていくのか、その辺をお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○会長 お願いいたします。

○保険年金課長 この上限額につきましては、国のほうで上限額を定められておまして、要するに所得の多い方については、これ以上は課しませんという金額になります。所得が特に多い方の所得に税率を掛けると大きな金額になってしまうので、102万円を超える額になった場合はもう102万円までしか賦課しません、そういう金額でございます。

これは毎年国から今回上げる、上げないということをはが示されるということでございます。

○委員 条件というか、ただ金額、所得もいろいろなこと関係なく102万円とかそういうことですか。条件、これだと加入者が2人とか加入者が4人、5人で給与が1,400万円とかでも同じ102万円という。人数の条件については関係なく、この所得、収入、給与収入みたいなものだけを見て、この総収入は、これは世帯で見る収入なんですか。配偶者も一緒に働いていらっしゃる場合でも世帯主だけの収入なのか、また、自営業の場合などでは皆さんよく配偶者にも給料を払っていますよね。それも合わせた収入ということなのでしょうか。

○保険年金課長 この別添5につきましては、世帯主のみの収入であり、配偶者が働いている想定はしておりません。ご質問頂いた内容については、世帯全員の収入を基に税額を計算し、その金額が上限額を超えた場合、上限額となりますが、お見込みのとおり、配偶者などを含む世帯全員の収入を見ていることとなります。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

国民健康保険制度、資料が配られています、協会健保とか現役世代の保険組合と違って、一人一人が被保険者なんです。だから、配偶者であっても、お子さんは分からないですけども、一人一人が被保険者ですので、世帯でというよりは一人一人がどういうふうにとということだと思っておりますので、その辺また市から伺っていただければと思います。ありがとうございます。

それから、よく言われているのは、限度額はおっしゃるとおりで、年収が1,400万円でも、逆に言う

と10億円でも100億円でも上限額というのは変わらないので、そういう制度がいいかどうかはちょっとありますけれども、今はそういう制度になっております。ありがとうございます。

そのほかになにかご意見も含めてどうぞ、何かございますでしょうか。

ありがとうございます。先生お願いします。

- 委員 今回の改定案を拝見して、市民の方のことをよく配慮しながらいろいろな税率を変えられているなと感じました。

この中で、先ほどの説明の中で、市民の方へは広報とか窓口対応において丁寧に説明していくということでしたけれども、市民全体への説明と国保に加入されている方への説明というのは何か違ったり、プラスで何か国保加入の方には何かより詳しい説明があるのかどうかとかが一点。

それと、過去においても税率改定というのがあったかと思うんですけども、そのときに説明を順次丁寧にされてきたと思うんですが、その説明に対して、市民の方から、例えば知らなかったとか、そういう説明はどこでやっていたんだとか、何かご意見は今まであったかどうかなどありましたら教えてくださいませんか。

- 会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

- 保険年金課長 まず、市民全体への周知というところでは広報、ホームページにて実施してきております。また、国保に加入されている方につきましては、毎年国保税のお願いをするときに、東久留米市の国民健康保険税についてというパンフレットを同封させていただいています。その中で、今年変わった部分というのは分かりやすくこれからもお示しをしていきたいと思っております。

また、新年度の税のお知らせが来て、去年より高くなっているんだけどもとか、そういったお問合せというのはやはりあります。ただ、その方々につきましては丁寧に、こういった理由でということをお納得していただいて、お支払いいただくという状況でございます。

- 委員 ありがとうございます。

とても何か複雑な仕組みで、時々税率が変わったりで、ご説明というのが対象市民の方にすごく重要な、市としても大変なお仕事だと思うんですけども、その辺ぜひよろしく、大切なところなのでよろしくをお願いいたします。

- 会長 先生ありがとうございます。本当に今の視点大事だと思います。我々でも毎年ついていくのが精いっぱいなので、一般の市民の方にもぜひ分かりやすい広報をというふうに思います。

それから、今日初めて参加された被保険者代表の方もいらっしゃるんで、一言補足しますと、東久留米市というのは、さっき課長、部長からご説明がありましたが、インセンティブというのをいただいているんです。これは国とか東京都全体で、国民健康保険の中で、例えば市民の皆さんの収納率、保険税をちゃんと納めてくれる、それから、これは市役所とか医師会の先生方も本当にご尽力が大きいんですけども、特定健診とか保健指導をちゃんと受けていると、その率が高いとか、そういうことを評価されて、東京都内の中でも実は東久留米市はかなり上位の成績でございます。

これは医療だけではなくて予防、健康づくりにも取り組んでいるという証なんですけども、そのために物すごいお金を国とか東京都全体のお金から、東久留米市は補助金のような形でもらっています。これが物すごいお金なんです。

だから、市民の方とか関係者の方の努力で東久留米市は比較的保険税が抑えられていると、こういう状況ですので、こういったこともぜひ、皆さん多分地域の代表のリーダーの方ですので、お友達とか周りの方にまた広報していただいて、皆さん、日頃からちゃんとかかりつけ医を持って、大きな病院に行かずに地域の先生のところで診てもらって、健診とか健康づくりに励む、それで保険税をちゃんと納めていただいている、これがすごく保険税を、そこまで上げていない要因になっているということをご承知いただければと思っています。

ありがとうございました。

そのほかに何かございますでしょうか。

もしないようですと、次回の委員会に向けて、今日のこの考え方、事務局から、どうしてもある程度保険税は上げなければいけないんですけれども、全額を保険税負担で上げるのではなくて、積立金からちょっと一部取り崩し、あと一般会計からも少しお願いをして出していただきながら、最終的には大体1人当たり平均で2,800円ぐらいに年間、一月でいうと二百数十円ですけれども、このぐらい上がると、こういう考え方について、これから挙手をいただきたいと思っているんですけれども、その挙手を、それでいいよということを書いていただけるかどうかのための、もし疑問点とかご質問があればと思いますが、いかがでございましょうか。

大体皆さん方の意思は決まったというか、逆に、いや、それはちょっとおかしいんじゃないとか、いや、もっとこういう考え方もあるということであれば、挙手の前にご意見頂くとありがたいと思います。

いかがでございましょうか。大体よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本当に事務局も毎年丁寧にご説明いただいて、すごく複雑な制度なんですけど、おおむね構造はそういうことで、皆さんのご意向を、ここで諮りたいと思います。

それでは、各委員のご発言、それからご質問、それから市役所の皆さんからのご回答もありました。ある程度この考え方をご理解いただけたというところだと思いますので、ここで事務局案で取りまとめでいただければと思いますが、最後に、委員の皆様方から挙手をもって採決を採りたいと思います。

それでは、今日お示しいただいた事務局案で方向性としてよろしいという方の挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございます。

それでは、本当に難しい案件ではございましたが、挙手全員ということで、この案を次回、答申案としてまず事務局のほうにまとめていただいて、その答申案について改めて最終審議をしたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

◎東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例、東久留米市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則及び東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則について

○会長 それでは、議題の(2)になりますが、東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例、東

久留米市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則及び東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則について、ご説明を事務局よりお願いいたします。

○国民健康保険係長 私から、議題の2につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2-1をご覧ください。

こちらの資料2-1、また1枚おめくりいただきまして資料2-2、この2件につきましては、11月から12月にかけて開催されました市議会において議決を得たことについてご報告するものでございます。

内容でございますが、被保険者の出産に係る出産育児一時金につきまして、産科医療補償制度掛金が見直されたことに伴い、これまで本体分40万4,000円に掛金相当額1万6,000円を合算して支給しておりましたけれども、令和4年1月1日以降の出産より掛金相当額を4,000円減額し、本体分を4,000円増額する改正を行ったものでございます。総額での支給額42万円には変わりはなく、また、健康保険法における法改正もなされておりまして、社会保険等においても同様の改正がされているところでございます。

次に、2-3をご覧ください。

こちら東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例となっております。こちらにつきましては、次の市議会定例会への議案上程を予定している案件となっております。

内容でございます。成年年齢を18歳に引き下げることを内容といたします民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴いまして、こちらの成年年齢を参考に規定している条文を改めるものでございます。

具体的な内容でございますけれども、結核医療給付金という保険給付費がございます。こちらにつきましては、該当者が非課税であった場合に自己負担額を市が負担するものでございまして、その判定として、これまで20歳以上の方が該当であった場合には、その被保険者が非課税である場合に対象となります。20歳未満の方が該当であった場合には、その被保険者が属する世帯の世帯主が非課税である場合に対象となるものとなっておりますが、その年齢基準を20歳から18歳に引き下げるものとなっております。

なお、このたびの民法改正による影響によりまして、市で制定してございます条例が複数ございますけれども、その中で同様に成年年齢に係る改正があった場合には、1つの条例で改正するのではなく、一括条例といった形で改正する可能性がございますことを申し添えさせていただきます。

次に、資料2-4をご覧ください。

東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則でございます。

こちらにつきましては、被保険者が市内2か所ございます公衆浴場、いわゆる銭湯でございますけれども、こちらを利用する際に約半額分を補助してございます。今年度この公衆浴場の料金が東京都の統制額によりまして、12歳以上の方のみ10円値上がりがございますので、この補助金額を令和4年4月1日から引き上げるものとなっております。

以上でございます。

こちらにつきましてご意見等ございましたら、よろしくご意見を申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

こちらは皆さん方に何かを決めていただくというわけではなくて、今のこういった改正についてご報告を頂いて、ご質疑、質問やご意見あればということでございます。

何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

◎その他

○会長 それでは、その他といたしまして、事務局より何かございますでしょうか。

○保険年金課長 それでは、事務局より一点お話しさせていただきます。

まず、次回、第3回でございますが、来週の1月27日月曜日、同じ時間、1時半からを予定しております。出席のほどよろしくお願いいたします。

また、資料につきましては、作成次第送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、今回の会議は、対面とオンラインという形で開催いたしました。感染状況によりまして、またご相談をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 それでは、これをもちまして、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

(午後2時40分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和4年1月20日

会 長 古 井 祐 司

署名委員 齋 藤 昇 司

署名委員 北 村 晃

署名委員 中 島 春 江